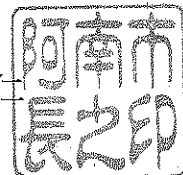


阿南市告示第27号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、阿南市水道料金徴収等業務を平成30年4月1日付けで委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、告示する。

平成30年4月2日

阿南市長 岩 浅 嘉 仁



- 1 委託先の主たる事務所の所在地及び名称  
愛媛県松山市一番町1丁目15番2号  
松山一番町ビル4階  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中・四国支店  
支店長 久我 幸路
- 2 委託期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 3 委託業務の範囲
  - (1) 受付・窓口業務（金銭出納管理を含む。）
  - (2) 検針業務
  - (3) 調定・更正業務
  - (4) 料金請求・収納業務
  - (5) 還付・充当業務
  - (6) 滞納整理業務（給水停止及び解除を含む。）
  - (7) 開閉栓業務
  - (8) 量水器管理等業務
  - (9) 下水道使用料関連業務
  - (10) その他前各号に掲げる業務に付随する業務で、水道部が必要に応じて指示する業務